

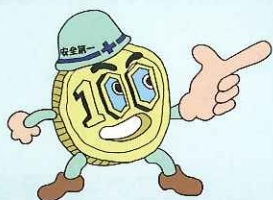
会員事業主の皆様へ!

中小企業経営者のための新共済

お知らせ

全福ネットあんしん労災

(全福ワンコイン労災)



New

のご案内!

業務上の労働災害における
国の労災保険に**上乘せ給付**する
新しい共済です!

掛金は1口
100円/月から
(従業員1人)

事業主の経営リスクを軽減し、
従業員の福利厚生の
充実を図る共済です!

補償は最高
3,000万円
まで選択可能

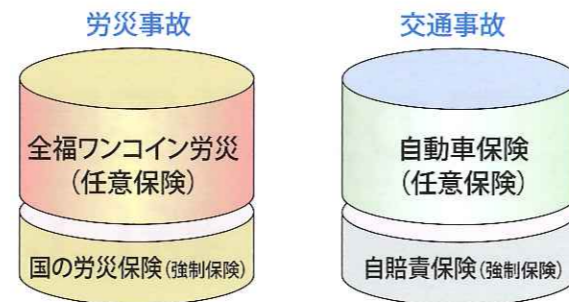


全福ネットあんしん労災(全福ワンコイン労災)とは

1. 「全福ネットあんしん労災」は、(一社)全国中小企業勤労者福祉サービスセンター(全福センター)加盟のサービスセンターの会員企業の従業員が、業務上または通勤途上の災害で亡くなったり、身体の障害(後遺障害)を被った場合、国の労災保険の給付に上乗せする団体型の労働災害共済です。
2. 事業主の労働災害に対する経営リスクを軽減し、従業員の福利厚生の実施をはかる経営者のための共済です。
3. 掛金(月額)は従業員一人あたり1口100円から加入でき、補償は最高3,000万円まで選択できます。

労災上乗せ補償(全福ワンコイン労災)の必要性

- 業務上の災害事故が発生し治療費、慰謝料、逸失利益などを請求された場合、国の労災保険の給付だけでは不十分と言われています。国の労災保険の不足分を上乗せ共済(全福ワンコイン労災)で補うことで、従業員、家族との感情的軋轢も軽減することができます。全福ワンコイン労災はこの不足部分を補う共済制度です。
- 国の労災保険は、交通事故における自賠責保険と同様の強制保険であり、最低限の補償です。事業主の経営リスク軽減と従業員への補償を手厚くするために、自動車保険の任意保険にあたる「国の労災保険に上乗せする共済」の備えが必要です。



労災上乗せ補償(全福ワンコイン労災)のメリット

【経営者にとって】

- ・ 労災訴訟・高額賠償請求に対する企業の備え
- ・ 事故発生時の企業としての誠意
- ・ 求人時の福利厚生施策
- ・ 掛金は全額損金処理(個人事業主は必要経費)が可能
- ・ 国の労災特別加入経営者・一人親方等も加入できます

【従業員にとって】

- ・ 国の労災保険では不足する補償(逸失利益・慰謝料等)が補えます
- ・ 従業員、家族の安心
- ・ 経営者への信頼度が大きくアップ



全福ワンコイン労災 加入の条件・方法

- 加入資格: SCの会員事業所(経営者・個人事業主)で国の労災保険加入者
- 申込み方法: 事業所単位でWebにて申込み
- 加入口数と補償額: 1口より選択、最高3,000万円まで選択可能
- 共済掛金: 1口月額100円から
- 掛金支払: 年払い(事業所規模により月払い可能)、専用銀行口座への振込
- 共済期間(補償期間): 責任開始日より最初に到来する3月31日まで
- 更新: 退会の申し出がない限り、共済期間満了日(3月31日)の翌日(4月1日)に更新されます

全福ワンコイン労災 補償内容と給付金額

1. 補償内容

- ① 業務上災害・通勤途上の災害により死亡した場合所定の共済金を給付致します。
- ② 業務上災害・通勤途上の災害により後遺障害(国の労災保険の第1級～第14級)を被った場合所定の共済金を給付致します。

全福ネットあんしん労災(全福ワンコイン労災) 補償内容・給付金額(1口あたり100円)

業務中又は通勤中に亡くなった場合は、以下の金額をお支払致します

業種	コード※	給付金額	業種	コード※	給付金額
道路新設	32	43万円	電気機械器具	57	787万円
舗装工事	33	80万円	輸送用機械器具	58	313万円
建築	35	143万円	計量器・光学機・時計等	60	649万円
機械装置組立・据付	36	186万円	その他の製造	61	226万円
その他建設	37	90万円	洋食器・刃物手工業	63	91万円
既設建築物設備工事	38	123万円	貴金属・装身具・皮革	64	181万円
食料品	41	347万円	たばこ	65	75万円
繊維	42	344万円	コンクリート	66	65万円
木材・木製品	44	108万円	交通運輸	71	379万円
パルプ・紙	45	94万円	貨物取扱	72	197万円
印刷・製本	46	395万円	電気・ガス・水道	81	297万円
化学	47	230万円	清掃・火葬・と畜	91	111万円
ガラス・セメント	48	98万円	ビルメンテナンス	93	548万円
金属精錬	50	101万円	その他の各種事業	94	1,149万円
非鉄金属精錬	51	78万円	農業・海面漁業以外の漁業	95	140万円
金属材料品	52	103万円	倉庫業・警備業	96	307万円
鋳物	53	51万円	通信・放送・新聞・出版	97	787万円
金属製品・金属加工	54	152万円	卸売業・小売業・飲食店・宿泊	98	988万円
めっき	55	124万円	金融・保険・不動産	99	1,012万円
機械器具	56	223万円			

※コードとは『厚生労働省告示第169号 労災保険適用事業細目表』に同じもの

業務中又は通勤中にケガ・病氣(疾病)により身体に障害を被った場合は、以下の障害等級に応じて金額をお支払致します

障害等級※	給付割合
1～3級	死亡給付金額の100%
4級	死亡給付金額の80%
5級	死亡給付金額の70%
6級	死亡給付金額の60%
7級	死亡給付金額の40%
8級	死亡給付金額の20%
9級	死亡給付金額の16%
10級	死亡給付金額の12%
11級	死亡給付金額の8%
12級	死亡給付金額の6%
13級	死亡給付金額の4%
14級	死亡給付金額の2%

※障害等級とは『労働者災害補償保険法施行規則 別表1 障害等級表』に同じもの

※入院は補償対象外となります

※2口以上の加入の場合は、給付金額を口数で乗算して下さい

※国の労災の認定が下りた事案が、補償対象事案となります

【加入例】

小売業A社(業種コード:98) 従業員数:5人 加入口数:従業員1人あたり2口(合計10口)

・従業員1人あたりの補償金額: **1,976万円** (1口の補償額988万円×2口)

・年間共済掛金: **12,000円** (合計加入口数10口×1口月額掛金100円×12ヵ月)